

# 令和8年第5回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

## 1 開会及び閉会に関する事項

令和8年3月12日 午後3時開会

午後4時22分閉会

## 2 出席者及び欠席委員の氏名

### (1) 出席者

教育長 半嶺 満                      委員 大城 進                      委員 宮城 光秀  
委員 辻上 弘子                      委員 小濱 守安                      委員 上里 佐代

### (2) 欠席委員

なし

## 3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育指導統括監 崎間 恒哉 参事 諸見 友重  
参事 伊波 寛仁 総務課長 平田 直樹  
総務課教育企画室主幹 小波津 俊 学校人事課長 東 哲宏  
学校人事課小中学校人事管理監 古謝 将史 県立学校教育課長 屋良 淳  
保健体育課長 遠越 学

## 4 議事関係

### (1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

### (2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第9号、議案第10号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

### (3) 令和8年第2回議事録の承認

全会一致で、令和8年第2回議事録を承認した。

### (4) 令和8年第3回議事録の承認

全会一致で、令和8年第3回議事録を承認した。

### (5) 令和8年第4回議事録の承認

全会一致で、令和8年第4回議事録を承認した。

(6) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が小濱委員を議事録署名人に指名した。

(7) 報告事項

報告事項1 令和7年度県立学校部活動実態調査について

【説明（保健体育課長）】

令和7年度県立学校部活動実態調査について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 部活動で暴力・暴言・ハラスメントを受けたことがあると回答した部員の割合や回答数は、過去3年間でおおよそ同じ水準で推移していると考えられます。その関連から、今後の対応における県教育委員会及び学校の主な取組等について2点教えてください。1点目、部活動実態調査結果の各学校へフィードバックと学校訪問による指導助言について、開始時期等を含め、どのような対応をしていますか。2点目、今後は研修の内容及あり方の検討を行うとあるが、どのような研修の内容を実施していますか。また、あり方の検討を行うとすれば、どのようなことを考えていますか。

○保健体育課長 各学校へのフィードバック、それから学校訪問についてであります。調査の結果は、毎年3月に学校へ個別に送付し、各学校はその結果をまた精査した上で、自校における全体的な課題解決や、望ましい部活動指導のあり方に向けた体制構築を目指して取り組んでいるところであります。また、部員・保護者からハラスメント等を受けたと回答があった学校に対しましては、全ての部員を対象に再調査を行い、その結果、ハラスメントを受けたと再度回答をしている生徒がいる学校につきましては、聞き取り調査等を行いながら実態把握に努め、個別の課題解決を図っているところであり、フィードバックをしながら、そのような取組をしています。学校訪問につきましては、再調査においてハラスメントを受けたと回答した学校を対象に、毎年5月から6月にかけて学校訪問を実施しており、実態調査で把握できなかった、もう少し深い部分に関して学校ときちんと情報共有をして、また、好事例等も学校に伝えながらその解決に向けた指導助言を行っているという状況であります。研修の内容及あり方の検討について、ハラスメント根絶に向けた内容はもちろんですが、相談連絡体制の整備、顧問の役割、資質能力の向上、あるいは指導者と部員の適切な連絡体制の構築といった、具体的な、部活動を適切に運営するために必要な事項、専門的なトレーニングの方法、けがに対するケア・処置方法といったものも研修を行っているところであります。ハラスメントの定義や種類、そしてハラスメントが及ぼす影響、起きやすい状況、未然に防ぐための手立て、そういったところも含めて、現在、研修を行っているところであります。今後につきましては、ハラスメント根絶に向けて、法令を守るという意識だけではなく、指導者自身が、例えばスポーツだったらスポーツの価値をどのように捉えるのかといった価値観の変容、勝利至上主義にならないようにということを含め、スポーツの価値をどのように考えるのかといったことも含めて研修内容にしっかり取り入れていく。それから、一方的な講義形式というのではなく、参加者が自ら主体的に考えるワークショップ形式等を導入することによって、指導者自身が自分事

としてきちんと捉えて、実践的な理解につなげられるように、そういった内容を主に取り入れながら、引き続き研修をやっていきたいと考えているところであります。

○大城委員 わかりました。スポーツ指導者にはコンプライアンスに加えスポーツの価値や倫理観の再認識を促す研修が重要とする識者がいます。所管課には今後もこの実態調査の継続と活用、新たな視点や参加者の希望の取り入れなど、参加意欲を高める工夫を通じて、より人権意識を高め、暴力・暴言・ハラスメント根絶に向けた取組を強化いただければと思います。

○小濱委員 部員が管理職・指導者に相談したものが約 60 件、ハラスメント・暴言を受けたことがある部員は 190 名。そうすると 3 分の 2 くらいの方は相談されていないということです。そうすると、相談しやすさというところで何か問題がないかと気になりました。次の調査時に、そこも含めて考えていただければと思います。また、このハラスメントの内容について身体的暴力がありますが、こういう身体的な暴力を受けていくと、その方は成人になって加害者になるリスクもありますし、被害者は PTSD で、もう二度とこのスポーツに入らない、関わらないということが起こり得ると思います。そういうことを考えていくと、部活動の中での暴力・暴言というのは、かなりの問題があると思っております。例年見ていると、部員の方からの相談、また、保護者からの回答者の数も増えているような印象を持っておりますので、しっかりこの調査を続けながら、身体的な暴力、暴言というのは子どもたちの心を大きく傷つけるということを部活道に関わる先生、あるいは指導者の方に繰り返しお伝えしていく。それは校内研修以外の研修の中に入ってくるかもしれないですが、そこをもっと徹底していただければと思います。そこがあまり変わっていないような気がしますので、ぜひまた次回の調査のときも含めて対応いただければと思います。

## (8) 議案審議

議案審議にあたり、議案第 1 号から議案第 8 号については法制執務上、技術的な点などに修正の入る可能性があることをご承知いただきたい旨、総務課長から説明を行った。

議案第 1 号 沖縄県教育委員会公文書管理規程について

議案第 2 号 県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

### 【説明（総務課長・県立学校教育課長）】

沖縄県教育委員会公文書管理規程及び県立学校処務規程の一部を改正する訓令について、資料に基づき報告を行った。

### 【質疑等】

○大城委員 本管理規程第 53 条の保存期間と、第 56 条の所属における保管について、2 点ご教示ください。1 点目、公文書の最長の保存期間は 20 年ですか。また、任意文書で例外はございますか。2 点目、特に県立学校教育課では、紙及び電磁的記録媒体は両方とも保管されていますか。

○総務課長 1点目について説明させていただきます。21 ページ、第 63 条をお願いします。  
第 63 条、移管又は廃棄ということで、文書管理者は総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した公文書ファイル等に関して、第 61 条の規定の定めにより公文書館に移管し、廃棄しなければならないとされております。これについては、22 ページの別表第 1 において、例えば一番上の公文書の類型で、1 の (1) の規則及び訓令の制定又は改廃並びにその経緯に関するものは保存期間が 20 年ですが、20 年保存したものについては、保存期間満了後の措置ということで公文書館に移管することとなっており、この規定に基づき移管や廃棄することとなっております。そのため、20 年以上保管するものも多く存在するという事です。

○県立学校教育課長 県立学校教育課から所管する範囲内についてお伝えします。まず保存期間が定められておりますが、例外的に、学校沿革史、卒業証書授与の台帳、旧職員履歴書綴り、この 3 つについては永年保存ということになっております。そのほか 20 年保存や 5 年保存ほどの保存期間が定められております。県立学校教育課内における保存のあり方ですが、これまでの保存規定からすると、紙文書が原本となりますので、保存期間中を紙文書で保存している部分と、これから電子媒体で保存が可能となる部分については電子媒体で保存となります。遡って紙文書で保存されているものを電子媒体に変換して保存するという事はございません。紙文書のままでございます。

○大城委員 わかりました。この度、公文書管理規程の制定と処務規程の一部改正が行われ、公文書の作成から廃棄までのプロセスが最適化されました。これは法令遵守と業務効率化につながり、職員の皆さまにとって非常に心強い改善です。公文書の公開と活用は、県民への説明責任を果たす上で重要であり、今後の適切な運用にご協力をお願いします。

#### 【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

#### 議案第 3 号 沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則について

##### 【説明（総務課長）】

沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則について、資料に基づき報告を行った。

##### 【質疑等】

○大城委員 2点教えてください。1点目、設置者変更後の北部看護学校は、専修学校の中での専門学校ですか。2点目、現在の北部看護学校の学校名、いわゆる名称は変更後もそのままですか。

○総務課長 専修学校というのは学校教育法第 125 条の規定に基づき、高等課程、専門課程又は一般課程を置いているということです。北部看護学校は、ご質問のとおり、高等学校を卒業した者に対して職業又は実際の生活に必要な能力の育成等に係る教育を行う専門課程を置く専修学校となります。北部看護学校の学則に規定する名称は、北部地区医師会

北部看護学校から、名桜大学附属北部看護学校になると聞いており、名前は変更するということで確認しております。

○大城委員 わかりました。公立大学法人名桜大学が附属の専修学校を設置することについて、近年で県内初の公立専修学校の事例となる可能性が高いと思われます。所管課の皆さまには大変お忙しい時期と存じますが、本規則改正や事務手続等に関して丁寧なご対応をよろしくお願いいたします。

○小濱委員 北部看護学校は地区医師会の附属という形でやっておりますが、近々、北部に基幹病院が開設されます。そうすると、やはり看護のニーズはより高まるということと、また、基幹病院ということで、より高度な教育も可能な施設が北部にできるということです。この北部看護学校が専修学校としてきっちり残っているということは、とても良いことだと思っております。これまでも県内は看護師不足が非常に大きくなっており、特に北部で基幹病院ができますと更にニーズが高まると思いますので、これは適切な対応と思っております。

#### 【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第4号 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令について

#### 【説明（総務課長）】

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令について、資料に基づき報告を行った。

#### 【質疑等】

○大城委員 2点、ご確認をお願いします。1点目、会計年度任用職員の年次休暇の付与条件として、別表第1（第8条関係）該当の年次休暇が、同条第2項に基づき前年に勤務すべき日の8割以上を出勤していれば、次年度に付与されるとの意味合いでしょうか。2点目、本県で働く外国語指導助手は、会計年度任用職員として雇用され、通称ALTと呼ばれていますか。

○総務課長 1点目については、おっしゃるとおり、8割以上出勤すれば次年度以降は別表のとおり付与されるということであります。2点目の外国語指導助手は一般的にALTと呼ばれています。

○大城委員 会計年度任用職員かどうか。

○総務課長 はい。

○大城委員 わかりました。仕事と生活の両立支援に役立てる視点で、今回の年次休暇付与時期の緩和などは外国語指導助手を含む会計年度任用職員にとって実効性の高い改正となる可能性が高いと考えられます。これにより学校の勤務環境イメージが改善される公算が大きいとされ、優秀な人材の確保につながることを願っています。

**【採決の結果】**

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第5号 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令について

**【説明（総務課長）】**

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令について、資料に基づき報告を行った。

**【質疑等】**

○大城委員 1点ご教示ください。「県立学校校務補助員配置事業」における「校務支援コーチ」は、当該事業で雇用される職員の指導や、その他運営に当たる会計年度任用職員の職とのことですが、沖縄県教育委員会の行政職給料表2級はどのような職務に適用される給与区分ですか。

○総務課長 職員が主事、主任、主査というふうになっていきます。その中で行政職給料表2級の主任というのは、初任者である主事に続いて2番目の階級となっています。

○大城委員 わかりました。教職員の負担軽減、障害者雇用率の改善、そして学校における障害者雇用への理解促進に寄与する取組だと考えられます。この取組が障害の有無にかかわらず、誰もが社会に参加できる共生社会の実現に向けての歩みを進める一助となることを期待します。

**【採決の結果】**

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第6号 沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について

議案第7号 沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則について

**【説明（県立学校教育課長）】**

沖縄県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則及び沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則について、資料に基づき報告を行った。

**【質疑等】**

○辻上委員 コミュニティ・スクール導入について、県立学校教育課の意気込みが感じられ

る、わかりやすい説明をありがとうございました。日頃の学校現場のご努力には本当に頭が下がる思いです。学校現場にいた者として学校と地域がつながる取組は大変心強いものだと感じております。学校運営協議会が地域の対話を深める場として更に活発となり、子どもたちのより良い学びにつながることを期待しております。

○大城委員 学校運営協議会の設置等関連で2点、教えてください。県立学校へのコミュニティ・スクール（CS）への移行について、校長会など関係者への周知の取組、また、高校段階のCS制度化により期待される効果等を簡単に教えてください。

○県立学校教育課長 周知につきましては、令和7年度中の県立学校の校長会において、まず先進校としてやっている地域のCSマイスターと呼ばれる方を招聘し、全ての校長にテーマ型コミュニティ・スクールの在り方について説明申し上げ、令和10年に向けてコミュニティ・スクールを導入していく旨を伝えてございます。メリットとしましては、まず、地域に開く教育課程ということをしっかりと進めているところでありまして、地域の教育力については学校としても、密に連携していかないといけないところ、まずこのコミュニティ・スクールを導入することによって、学校を核とした地域づくりという大きな目標がございますので、学校の生徒たちもしっかりと地域の教育の力を借りながら、地域の中で育てていく。地域の方も学校の中に入ってきていただき、教育に様々な形で協力をいただく。そのような相互関係ができれば良いと思っています。

○大城委員 わかりました。県立学校へのコミュニティ・スクール（CS）導入は、現在必要とされている取組です。そして校長が本CS制度を効果的に運営していくためにはリーダーシップの発揮が非常に重要です。学校における働き方改革や高校改革についても、学校運営協議会での活発な議論を通じて進められることを期待しています。加えて、県立高等学校管理規則等の一部改正ですが、この改正規則案は議案第6号と連携しています。この変更点については、各管理規則の新旧を比較した表にまとめられています。委員として学校運営協議会という制度が本県の教育施策として令和8年度から学校現場で始まることをうれしく思います。各学校での取組が良い結果を生むことを期待し、担当部署や関係部署の皆さまのご尽力に感謝いたします。

○小濱委員 確認ですが、140ページにある学校運営協議会の主な3つの役割ということで、3つ目の、教職員の任用について教育委員会に意見を述べるができることとありますが、これは具体的にどういうことを想定されているのか教えていただければと思います。このコミュニティ・スクールの制度はとても良いと思っていますので、その説明をお願いします。

○県立学校教育課長 これにつきましては、文部省の説明においても、任用という用語が使われておりますが、例えば地域の中に伝統文化をしっかりと継承していらっしゃる方がいて、学校の勉強の中にそういう方を活用されたらどうか、というようなご提案や、地域の老人会などとしっかりと連携して、学校行事の中にコーディネーターとして使っていただ

ければ地域と連携ができるなど、新規採用という意味ではなく、こういう人材がいるということについて、しっかりと意見又はその提案ができるということと聞いております。

○小濱委員 わかりました。コミュニティ・スクール制度について、山口県で一度視察させていただいたのですが、とても素晴らしい制度だと思います。地域と学校が一体になって、地域を盛り上げていくというこのシステム、本当に素晴らしいと思っております。ぜひ、この制度が定着することを願いたいと思います。

○宮城委員 143 ページの設置形態の③にある運営について、どのような方を委員にするかが重要と思いますが、どのような方が委員になることを予定あるいは想定していますでしょうか。

○県立学校教育課長 これまでの学校評議員についても、学識経験者であるとか、地域の有志ということで、地域活性化の活動をされていらっしゃる方に協力をお願いしてやってまいりましたが、それに加えて、もちろん保護者もありますし、学校の教育課程の中で、専門部署、例えば環境問題についてしっかりと研究していらっしゃる方、そういった有識者、学識経験者もメンバーの中に入れることができます。また、産業界の中でキャリア教育という観点で色々なところとインターンシップ等を含めてつながりができるようなネットワークを持った方に協力をお願いするなど、様々な各学校の実情に応じたメンバーの選定が考えられます。

○宮城委員 令和 10 年度で全ての学校を予定しているということですが、その後、小・中学校への広がりについて、考えているでしょうか。

○県立学校教育課長 実は小・中学校の方が先に進んでおりますので、県立学校の方でコミュニティ・スクールのあり方が充実してきた際には、小・中・高で縦につながると更にネットワークも広がりますし、発達段階に応じた地域とのつながり方や人材育成というところも可能になってくると思いますので、その辺も視野に入れながら進めていきたいと思っています。

#### 【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

#### 議案第 8 号 沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

##### 【説明（県立学校教育課長）】

沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について、資料に基づき報告を行った。

##### 【質疑等】

○大城委員 令和 8 年度県立中学校入学志願状況、4 校それぞれの志願者数と志願倍率を教えてください。

○県立学校教育課長 令和8年度において、まず開邦中学校は、80名の定員に対し483名が受験し、倍率は6.04倍です。球陽中学校は80名の定員に対し320名が受験し、倍率は4.00倍です。与勝緑が丘中学校は、これも80名の定員に対し127名が受験し、倍率は1.59倍です。名護桜中学校については、40名の定員に対し88名が受験し、倍率は2.20倍でございます。

○大城委員 わかりました。35人学級制の推進には教室などの施設整備が重要な課題となります。また、他高校への進学といった対応に苦慮している学校もございます。今後の県立中学校が進めるコミュニティ・スクールにおいては、当該中学はもとより、併設する高校の学校運営協議会での活発な議論を通じて、各校それぞれが直面する課題に具体的な解決策が検討されることを期待します。

#### 【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第9号 学校職員の人事について（非公開）

議案第10号 学校職員の人事について（非公開）

(9) その他  
特になし

(10) 閉会  
半嶺教育長が閉会を宣言した。